解散公告

当法人は、平成二十八年二月一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月五日

広島県尾道市高須町一九二四番地

特定非営利活動法人桜昊会

清算人　柏原　道雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月五日

山口県下関市王喜本町六丁目一二番一四号

有限会社神田土地建物

清算人　神田　正次

解散公告

当社は、平成二十八年四月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月五日

香川県高松市朝日新町三二番三四号

株式会社四国冷凍運輸倉庫

代表清算人　中村　善彦

解散公告

当社は、平成二十八年三月二十九日開催の株主総会の決議により平成二十八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月五日

福岡県春日市春日原北町一丁目三番地六

有限会社伍葉会

代表清算人　廣田　恭二

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月五日

沖縄県宜野湾市嘉数二丁目九番一号

株式会社向陽企画

代表清算人　豊島　浩

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年三月一日開催の社員総会の決議並びに茨城県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月五日

茨城県桜川市本木一六〇〇番地

医療法人社団千勝医院

清算人　千勝　征生

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十八年三月二十二日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月五日

東京都千代田区岩本町一丁目二番一五号東京エムワイビル四階

日本工業炉厚生年金基金

代表清算人　小林　太郎

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十七年三月三十一日に解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月五日

大阪市福島区福島六丁目二番六号大阪安藤ビル二F

阪神商事労働組合

清算人　野口　辰浩

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十八年三月二十二日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月五日

兵庫県神戸市中央区相生町四丁目六番四号

兵庫県トラック運輸厚生年金基金

代表清算人　北野　耕司

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年一月七日開催の社員総会の決議及び鳥取県知事の認可により、平成二十八年三月十四日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月五日

鳥取県米子市彦名町字新堀通二　一四八〇番地三

医療法人社団諒心会

清算人　松澤　充子

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十八年三月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月五日

徳島県徳島市新町橋二丁目一〇番地一

徳島県機械金属工業厚生年金基金

代表清算人　中岸　敏昭

解散公告（第二回）

当基金は平成二十八年三月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月五日

神奈川県横浜市中区花咲町一―五

日本電気協力会社厚生年金基金

代表清算人　小林　隆信

解散公告（第三回）

当社は、平成八年六月一日、平成二年法律第六十四号附則第十九条第一項の規定により解散し、平成二十六年十一月七日、東京地方裁判所（平成二十六年（ヒ）第三百四十号）より、清算人が選任されましたので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月五日

東京都渋谷区代々木上原町一一五二番地

有限会社北沢製作所

代表清算人　浅沼　雅人

連絡先　東京都千代田区大手町一丁目八番一号ＫＤＤＩ大手町ビル一九階

ときわ法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道恵庭市白樺町三丁目一七番、最後の住所北海道恵庭市白樺町三丁目一七番一四号

被相続人　亡　大谷　毅

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月五日

北海道帯広市西四条南一〇丁目三四　センターシティー　鈴木茂雄法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　茂雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道砂川市西五条北四丁目一番、最後の住所北海道砂川市西五条北四丁目一番一三号

被相続人　亡　遠藤　安夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月五日

事務所北海道滝川市明神町三丁目九番一三号

相続財産管理人　司法書士　畠山かおる